

入札公告

2025 年 8 月 1 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

契約担当職

理事 吉岡 正嗣

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

在席状況確認及び会議室・備品等一元管理ツールの調達

(2) 仕様等

入札説明書によります。

(3) 履行期間

2025 年 9 月 26 日から 2028 年 9 月 30 日まで

(4) 入札方法

入札は、別表「料金単価表」の基本単価等に記載の項目ごとに、単価に予定数量を乗じて算出した各項目の合計額で行います。

なお、本件については入札の際に適合証明書を提出し、適合審査を受けなければなりません。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

2. 競争参加資格

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は競争参加資格を有しません。

(2) 次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者は競争参加資格を有しません（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても同様とする。）。

(a) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(b) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(c) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

- (d) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- (e) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者。
- (f) 競争に参加するための手続又は契約の履行に関する手続に際し、虚偽の申告をした者。
- (g) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

- (3) 令和 07・08・09 年度の国の競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (4) 提出した適合証明書が当機構により採用し得ると判断された者であること。
- (5) 入札説明会に参加した者であること。
- (6) 各省各庁、政府関係法人等からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所等

(a) 契約条項を示す場所

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

(b) 入札説明書の交付

入札説明書は入札説明会参加希望者に対して交付します。

(c) 入札説明会

当該業務の内容、入札に当たっての具体的な手続、提出する書面等について説明会をオンライン（Microsoft Teams）で開催しますので、説明の内容を理解できる方の御参加をお願いします。
説明会は日本語で行います。

参加希望者は、申込期限までに以下の URL から会社名、参加者の氏名、E-mail アドレス及び携帯電話番号を御登録ください。御登録いただいた方に、専用のリンク及び ID を送付します。参加者は各社 1 名とします。なお、途中参加は認められません。

開催日時: 2025 年 8 月 8 日（金）11 時

参加登録 URL: <https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/celm7rlx4nix>

申込期限: 2025 年 8 月 7 日（木）12 時

(2) 入札書・適合証明書等の提出期限及び提出先

2025 年 9 月 1 日（月）12 時必着（郵送・持参共通）

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー16 階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部調達契約課 松浦

郵送の場合は書留、特定記録等の記録の残る方法に限ります。

持参の場合は 16 階「総合案内」で受付を行い、指示に従ってください。「総合案内」の受付時間は 10 時から 17 時まで（12 時から 13 時まで、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）とします。

(3) 開札の日時及び場所

2025 年 9 月 11 日（木）11 時

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー16 階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 会議室 A

ただし、公正な競争性を確保できないと判断された場合は、開札を延期又は中止とすることがあります。

4. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

全額免除

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、当機構の作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者としします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする場合があります。

(5) 問合せ先

問合せは E-mail で受け付けます。E-mail には入札件名、会社名、氏名、電話番号、E-mail アドレスを明記してください。

(a) 入札・契約等に関する問合せ

件名: 【問合せ】在席状況確認及び会議室・備品等一元管理ツールの調達

宛先: 法務部調達契約課 松浦

E-mail: keiyakuka_tender@ml.nedo.go.jp

(b) 仕様・適合証明書等に関する問合せ

件名: 【問合せ】在席状況確認及び会議室・備品等一元管理ツールの調達

宛先: 総務部企画課 持丸、源田、蕪木

E-mail: nedo-shisan@nedo.go.jp

(c) 問合せ期限

2025 年 8 月 19 日 (火) 12 時

(6) 契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。本入札の落札者については、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表します。詳細については、以下の URL を御参照ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

また、本入札の件名、落札者の商号又は名称、住所、落札金額又は契約金額、入札方法及びその他必要な事項について、別途、当機構のホームページで公表します。

これらの公表事項については、本入札への応札又は応募をもって同意されたものとみなします。

(7) NEDO 公式 X (旧 Twitter) の御案内

入札情報に関するお知らせは NEDO 公式 X (旧 Twitter) で随時発信しています。是非フォローいただき、御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

料金単価表

基本単価等

項目	単位	予定数量	単価 (税抜)	金額	備考
2025 年度					
初期費用 (初月月額費用含む)	式	1	円	円	利用開始初月のみ発生する費用を記載する。 なお、初月(2025年9月26日から2025年9月30日まで)の月額費用も含めること。初月の月額費用は、上述の初月期間においてユーザー数100名が本サービスを利用した際の費用とする。
ユーザー利用料 期間: 2025年9月26日から 2025年9月30日まで	名	100	円	円	ユーザー数が100名を超えた際の1名あたりの単価を記載する。記載する単価は初期費用に計上したユーザー数100名に加え、100名追加を予定数量とした際の単価とする。
月額費用 期間: 2025年10月1日から 2026年3月31日まで	月	6	円	円	ユーザー数1,500名が本サービスを利用した際の1月あたりの月額費用を記載する。
ユーザー利用料 期間: 2025年10月1日から 2026年3月31日まで	名	600	円	円	ユーザー数が1,500名を超えた際の1名あたりの単価を記載する。記載する単価は月額費用に計上した1,500名に加え、1月あたり100名追加を予定数量とした際の単価とする。
小計(A)				円	
2026 年度					
月額費用 期間: 2026年4月1日から 2027年3月31日まで	月	12	円	円	ユーザー数1,500名が本サービスを利用した際の1月あたりの月額費用を記載する。
ユーザー利用料 期間: 2026年4月1日から 2027年3月31日まで	名	1,200	円	円	ユーザー数が1,500名を超えた際の1名あたりの単価を記載する。記載する単価は月額費用に計上した1,500名に加え、1月あたり100名追加を予定数量とした際の単価とする。
小計(B)				円	
2027 年度					
月額費用 期間: 2027年4月1日から 2028年3月31日まで	月	12	円	円	ユーザー数1,500名が本サービスを利用した際の1月あたりの月額費用を記載する。

ユーザー利用料 期間：2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで	名	1,200	円	円	ユーザー数が 1,500 名を超えた際の 1 名あたりの単価を記載する。記載する単価は月額費用に計上した 1,500 名に加え、1 月あたり 100 名追加を予定数量とした際の単価とする。
小計（C）				円	
2028 年度					
月額費用 期間：2028 年 4 月 1 日から 2028 年 9 月 30 日まで	月	6	円	円	ユーザー数 1,500 名が本サービスを利用した際の 1 月あたりの月額費用を記載する。
ユーザー利用料 期間：2028 年 4 月 1 日から 2028 年 9 月 30 日まで	名	600	円	円	ユーザー数が 1,500 名を超えた際の 1 名あたりの単価を記載する。記載する単価は月額費用に計上した 1,500 名に加え、1 月あたり 100 名追加を予定数量とした際の単価とする。
小計（D）				円	
合計				円	小計（A）～（D）の合計

から ユーザー利用料の追加人数については予定であり、確約するものではない。

から ユーザー利用料算定の際の各月の実績数（ユーザー数）の集計時点については、発注者と協議し決定すること。